

よくある質問

1. 対象者について

Q1-1	不足額給付はどこから支給されますか？
------	--------------------

不足額給付は、令和7年度個人住民税の課税自治体から支給されます。

原則として、令和7年1月1日に津幡町に住民登録がある方（住登外課税の方を含む）は、津幡町からの支給となります。

Q1-2	退職により、令和6年中の収入が、令和5年中の収入と比べて、大きく減りました。令和6年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付1はもらえますか？
------	--

令和6年中の所得税が確定し、定額減税しきれない場合には、不足額給付の対象となります。

Q1-3	令和6年中に国外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税が引ききれなかった場合は不足額給付1の対象となりますか？
------	--

令和7年1月1日時点で津幡町に住所がある方であれば、令和6年1月1日以降に国外から転入していた場合でも不足額給付の対象となる可能性があります。ただし、その場合は個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定します。

Q1-4	令和5年度は世帯全員の住民税が非課税であり、非課税世帯向け給付を受給しましたが、令和6年度は課税となり調整給付を受給していました。不足額給付も受けることはできますか？
------	---

令和5年度の住民税非課税世帯給付金（7万円）または均等割のみ課税世帯給付金（10万円）と、今回の定額減税に伴う不足額給付1は併給可能です。

2. 給付額算定について

Q2-1	令和6年度に実施された定額減税調整給付金を申請し忘れしました。今回の不足額給付で、令和6年度定額減税調整給付金分もあわせて支給してもらえますか？
------	--

申請を忘れて受け取れなかった令和6年度定額減税調整給付金分については支給されません。不足額給付で算定された額のみ支給対象となります。

Q2-2	定額減税で対象となる「扶養親族」とは、どのような人をいうのですか？
------	-----------------------------------

現年度課税である所得税にあっては令和6年12月31日、翌年度課税である個人住民税にあっては令和5年12月31日（いずれも、年の中途中で死亡した場合は、その死亡の時）の現況で、次の要件のすべてに当てはまる人をいいます。

- (1) 控除対象配偶者または控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※¹及び配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。※²）または都道府知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）※²や市町村長から養護を委託された老人であること。

※¹ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（合計所得1000万円超かつ配偶者の合計所得が48万円以下の場合）にかかる定額減税は、所得税については令和6年中所得税での算定ですが、住民税については、令和7年度個人住民税所得割額から1万円の定額減税の実施となります。

※² 16歳未満の扶養親族も含まれます。（税制上の控除対象と異なります。）

- (2) 納税者と生計を一にしていること。
(3) 年間の合計所得金額が48万円以下であること。
(4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。
(5) 居住者（国内に住所を有する者）であること。

※ 定額減税は、国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置であるため、その対象者についても、国内に住所を有する者に限定されておりますので、国外居住親族は対象になりません。

Q2-3	令和6年中に扶養していた親族が死亡により減りました。定額減税の扶養親族数が変わりますか？
------	--

その年中に死亡した場合は、その年の12月31日ではなく、死亡した日の時点での扶養の状況であり、扶養の状況が変わらないのであれば、所得税の定額減税における扶養親族数に変わりはありません。

また、住民税は令和5年中の状況を基に令和6年度の住民税を計算しているため、令和6年中の扶養の変更は住民税分定額減税には影響しません。

Q2-4	令和7年中に扶養していた親族が死亡により減りました。定額減税の扶養親族数が変わりますか？
------	--

令和6年中の所得税の計算において、扶養の状況は令和6年12月31日の状況を参照するため、令和7年中に扶養親族数の変更があっても定額減税の算定には影響しません。

Q2-5	令和6年度個人住民税と令和6年分所得税の被扶養者の数が異なる場合は、どちらの扶養人数で定額減税可能額は算定しますか？
------	--

個人住民税は令和5年12月31日時点、所得税は令和6年12月31日時点の扶養人数と、それぞれ時点が異なります。定額減税可能額は、どちらか一方の扶養人数を使用するのではなく、税種別ごとに各々の扶養人数を基に算定します。

Q2-6	所得税額（定額減税前）は、どのように確認できますか？
------	----------------------------

令和6年分確定申告をされた方は、確定申告書の再差引所得税額④欄の金額です。

令和6年分確定申告をされていない方は、以下の計算の流れにより求めます。

- ①各種の所得の合計額から、基礎控除・扶養控除・生命保険料控除等の所得控除を差し引き、課税される所得金額（千円未満切り捨て）を求めます。
- ②課税される所得金額に、所得税の税率を乗じて所得税額を求めます。
- ③所得税額から、住宅借入金等特別控除額等の税金から差し引かれる金額を差し引いて求めた額が、所得税額（定額減税前）になります。

ご不明な点は、金沢税務署（TEL:076-261-3221）または津幡町税務課（TEL:076-288-2123）へお問い合わせください。

Q2-7	個人住民税所得割額（定額減税前）は、どのように確認できますか？
------	---------------------------------

市町村からの令和6年度住民税決定（変更）通知書から、確認することができます。複数届いている場合は、直近で届いた令和6年度の通知をご確認ください。

徴収方法	津幡町からの通知書	確認方法
特別徴収 給与天引き	令和6年度給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書	下記のAとBを合計した額 A：町民税「所得割額⑥」に、摘要欄の定額減税額「町民税」を足した額 B：県民税「所得割額⑥」に、摘要欄の定額減税額「県民税」を足した額
普通徴収 または公的年金からの特別徴収	令和6年度 町民税・県民税・森林環境税税額決定（変更）・納税通知書	下記のCとDを合計した額 C：税額明細の町民税額欄で、「所得割額」に「定額減税額」を足した額 D：税額明細の県民税額欄で、「所得割額」に「定額減税額」を足した額

Q2-8	令和6年定額減税調整給付額は、どのように確認できますか？
------	------------------------------

令和6年夏の調整給付実施期に、津幡町から送付した「定額減税調整給付金について」や「定額減税調整給付金 給付決定通知書」をご確認ください。

Q2-9	令和6年分の源泉徴収票に「控除外額」が記載されていました。この金額が不足額として支給されるのですか？
------	--

源泉徴収票の控除外額は、定額減税額のうち所得税の源泉徴収で控除しきれなかった金額を示すもので、必ずしも不足額支給額と一致するとは限りません。

（一致しない場合の例）

- ・令和6年度に定額減税調整給付金の対象者となり、控除外額より定額減税調整給付金の方が大きい方

- ・源泉徴収票に記載されている以外に収入がある方
- ・扶養親族数が年末調整時点から変更があった方

Q2-10	令和6年中に退職した等により、源泉徴収票の摘要欄に控除済額や控除外額が記載されていない場合は、どのようにして定額減税の状況などを確認したらよいですか？
-------	---

ご自身で、確定申告によって、定額減税額を確定させることが可能です。

詳しくは国税庁のHP「定額減税と確定申告」をご確認ください。

3. その他

Q3-1	源泉徴収票の記載内容の確認や再発行はできますか？
------	--------------------------

源泉徴収票は、町役場で作成・発行しているものではありません。

給与所得の源泉徴収票は給与の支払者が個人に交付するものですので、お勤め先の給与事務担当者などにご確認ください。

公的年金の源泉徴収票は支払者によって発送日や紛失した際の対応が異なることがありますので、ご自身が受給されている年金の支払者にご確認ください。なお、国民年金（基礎年金）、厚生年金保険については、日本年金機構のHP「Q年金相談をするときは、どこに行けばいいですか。そのときに必要なものはありますか。」をご確認ください。